

第78期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- I. 業務の適正を確保するための体制
- II. 株式会社の支配に関する基本方針
- III. 連結注記表
- IV. 個別注記表

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

菱 電 商 事 株 式 会 社

I. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」として、以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を制定しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスの徹底を経営の重要課題とし、コンプライアンスに関する規程を定め、当社及び当社グループの全役職員に対して、その周知徹底を図るとともに教育を徹底します。
- ②当社及び当社グループの内部統制システムの強化・拡充を図るため、取締役社長を委員長とする「内部統制統括委員会」を設置し、内部統制に係る活動状況を統括します。
- ③企業活動におけるコンプライアンスの徹底のため、担当取締役を委員長とする「倫理・遵法委員会」を設置し、定期的にコンプライアンスに関する推進事項を定め実行するとともに、内部監査部門が当社及び当社グループのコンプライアンスの遵守状況を監査します。
- ④反社会的勢力には毅然とした態度で臨むことを「菱電商事グループ行動指針」に定め、当社及び当社グループの全役職員に対しこれを徹底し、そのための体制の整備を行います。
- ⑤コンプライアンス違反行為などが行われた場合、又はその虞があることに当社及び当社グループの役職員が気づいたときは、ホットラインシステムを通じ、その内容を通報できることとし、通報者に対しては不利益な扱いを行いません。

【運用状況】

- (1)「倫理・遵法委員会」、「金商法内部統制評価委員会」、「リスクマネジメント委員会」の第78期における活動状況を統括するため、「内部統制統括委員会」を開催しました。
- (2)「倫理・遵法委員会」において毎年の実施項目を定め、半年後及び翌年にその進捗の確認を行いました。また、各部門・支社において「遵法チェック」を行い、コンプライアンスに関する遵守状況の確認を行うとともに、全社員に対しコンプライアンスE-learning（下請代金支払遅延等防止法・建設業法・インサ

- イダー取引規制・知的財産法令等)を実施しました(受講率100%)。
- (3)新規取引先との契約書等に反社会的勢力排除条項を盛り込むとともに、関係機関との情報交換を継続的に実施しております。
 - (4)内部通報制度として「ホットラインシステム」の窓口を社内及び外部の弁護士事務所に設置しており、その結果を毎月の定時取締役会で報告しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令上保存を義務付けられている文書及び重要な文書、その他それらの関連資料等(電磁的記録を含む)を社内規程に従い、適切に保存及び管理し、必要な場合に閲覧可能な状態を維持します。

【運用状況】

「文書管理規則」に基づき、社内文書の保存及び廃棄を行いました。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループのリスクマネジメントに関する「リスクマネジメント基本規程」を定め、担当取締役を委員長とする「リスクマネジメント委員会」において、リスクの抽出を行い、発生可能性及び影響度等を元に対策を講じ、重要事項については、経営会議及び取締役会において審議をし、当社及び当社グループの多面的なリスクマネジメントを行います。

【運用状況】

「リスクマネジメント委員会」において、発生可能性の高いリスクへの対応状況と課題等の情報共有を図り、その実行状況の評価を行いました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①経営の透明性とスピーディーな意思決定を行うために、当社及び当社グループにおける重要事項については主要な取締役等で構成される経営会議において多面的な検討を行い審議します。
- ②取締役会は、組織の職務分掌及び職務権限を定め、各組織の職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備します。

- ③効率性の実効を確保するため、事業年度毎に当社及び当社グループ各社の計画値を明確に設定し、その遂行状況について管理を行います。

【運用状況】

- (1)取締役会は、社外取締役3名(うち独立社外取締役2名)を含む取締役17名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席し、各議案について審議及び決議を行いました。当年度は取締役会を18回(書面決議4回含む)開催し、月1回の定時取締役会では、各取締役が担当する職務執行状況を報告し、取締役の相互においてその妥当性及び効率性の監督を行っております。
- (2)取締役会において審議される事項及びその他当社及び当社グループの重要事項については、「経営会議規程」及び経営判断の原則に基づき討議を行い、当年度は経営会議を28回(書面審議4回含む)開催しました。なお、経営会議には常勤監査役が出席し、協議の適正化を図っております。
- (3)部門・支社・グループ各社別の計画値を明確に示し、その遂行状況について、毎月の取締役会で報告しております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループ各社の重要事項については、当社への事前の報告又は承認を求めるとします。
- ②当社グループ各社の監査役と、当社の監査役及び内部監査部門とは、情報の共有化を図り、連携して当社グループ各社の監査を実施し、企業集団の業務の適正性を確保します。

【運用状況】

- (1)当社の内部統制システムの基本方針に基づき、内部監査部門は、グループ各社の監査を定期的実施しており、会計監査人も連結監査においてグループ各社の監査を実施し、当社監査終了時に監査講評を行いました。なお、グループ各社の監査結果について、代表取締役に結果報告を行いました。
- (2)グループ各社において「遵法チェック」を行い、コンプライアンスに関する遵守状況の確認を行いました。
- (3)贈賄行為の防止及び社内規則に関する研修を海外子会社7社で開催しました。

6. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、定期的にその有効性を評価します。

【運用状況】

「金商法内部統制評価委員会」を5回開催し、金融商品取引法に関する内部監査結果を報告し、経営会議にも報告しました。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要と認めた場合には、取締役と協議のうえ使用人を監査役の補助にあたらせることとします。

【運用状況】

監査役から専任の補助使用人設置の要請はありませんでした。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役を補助すべき使用人を設置する場合、当該使用人の人事権に係る事項は、監査役と取締役が事前協議を行います。
- ②当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従うものとします。

【運用状況】

該当ありません。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社及び当社グループの役職員は、監査役会に重要な会議の審議状況、内部監査の結果等、当社及び当社グループの業務執行に関する重要な事項の報告を行い、また当社及び当社グループの業務に重大な影響を及ぼす虞のある事項については、遅滞なく監査役会に報告します。
- ②当社のホットラインシステムの担当部署は、当社及び当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査役に対して報告します。

- ③当社及び当社グループの役職員は、各監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行います。
- ④当社の監査役へ報告を行った当社及び当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行いません。

【運用状況】

- (1)監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議その他重要な会議への出席、並びに取締役及び使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行っております。
- (2)ホットラインシステムの担当部署は、当社及び当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査役に報告しております。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役会及び各監査役は、その職務に必要な場合には、弁護士、公認会計士その他アドバイザー等と契約することができます。
- ②監査役は、会計監査人及び当社グループ各社の監査役と情報交換を行い、連携して、当社及び当社グループの監査の実効性を確保します。
- ③監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

【運用状況】

- (1)監査役会は、代表取締役、会計監査人及びグループ各社の監査役との間でそれぞれ定期的に情報交換を行いました。
- (2)監査役会は、内部監査部門から定期的に業務監査及び会計監査の結果の報告を受け、また情報交換を行いました。

Ⅱ．株式会社の支配に関する基本方針

当社グループは「利益ある成長戦略」の推進と「企業に求められる質」の向上により企業価値の最大化を図り、ステークホルダーの皆様からの負託に応えてまいります。

当社取締役会は、大規模買付行為が行われた場合、当該買付行為の是非について、上記の当社の方針に基づき実現される企業価値をご理解いただき、最終的には株主各位の判断に委ねられるものと考えております。そのためには、大規模買付行為が行われようとする場合、当社取締役会は株主各位の適切な判断のために、当該大規模買付者から大規模買付行為に関する十分な情報の開示を要請し、それが適切に提供されたうえで、当社取締役会としての意見を取り纏めて開示することといたします。また必要に応じ、大規模買付者と交渉又は当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

Ⅲ. 連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

2-1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

菱商テクノ(株)、RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD.、菱商香港有限公司、
菱商電子(上海)有限公司、RYOSHO (THAILAND) CO.,LTD.、
台湾菱商股份有限公司、RYOSHO U.S.A. INC.、RYOSHO EUROPE GmbH、
RYOSHO KOREA CO.,LTD.、PT.RYOSHO TECHNO INDONESIA

なお、菱商電子諮詢(深圳)有限公司は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

RYOSHO TECHNO PHILIPPINES INC.、
RYOSHO TECHNO INDIA PRIVATE LIMITED、
RYOSHO MEXICO, S.A. de C.V.、RYOSHO ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD.

連結の範囲から除いた理由

RYOSHO TECHNO PHILIPPINES INC.、RYOSHO TECHNO INDIA PRIVATE LIMITED、RYOSHO MEXICO, S.A. de C.V.及びRYOSHO ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD.の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を与えていないためであります。

2-2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称

メルコ保険サービス(株)

なお、非連結子会社のうちRYOSHO TECHNO PHILIPPINES INC.、RYOSHO TECHNO INDIA PRIVATE LIMITED、RYOSHO MEXICO, S.A. de C.V.及びRYOSHO ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD. は当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、全体として連結計算書類に重要な影響を与えていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

2-3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの ……………連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

(ロ) 時価のないもの ……………移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

……………時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法 ……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） ……………主として定率法

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 1～50年

機械装置及び運搬具 17年

② 無形固定資産（リース資産を除く） ……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を、その他の債権については貸倒実績率による計算額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD、菱商香港有限公司、菱商電子(上海)有限公司、RYOSHO (THAILAND) CO.,LTD.、台湾菱商股份有限公司、RYOSHO U.S.A.INC.、RYOSHO EUROPE GmbH及びRYOSHO KOREA CO.,LTD.並びにPT.RYOSHO TECHNO INDONESIAの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の決算計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

② 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

……工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）

その他の工事 ……工事完成基準

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

……外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

④ 消費税等の会計処理 ……消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

⑤ 退職給付に係る……………（退職給付見込額の期間帰属方法）

会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法）

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

（小規模企業等における簡便法の採用）

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

3-1. 担保資産

担保に供している資産 長期性預金（投資その他の資産「その他」） 10百万円
 上記に該当する債務はありません。

3-2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 3,208百万円

3-3. 保証債務

従業員持家融資等に対する保証 78百万円
 代理取引に対する保証 178百万円
 計 257百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

4-1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式	普通株式	45,649,955	—	22,824,978	22,824,977
自己株式	普通株式	2,281,216	3,498	1,153,471	1,131,243

4-2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年5月15日 取締役会	普通株式	477百万円	11円	平成29年3月31日	平成29年6月8日
平成29年10月31日 取締役会	普通株式	477百万円	11円	平成29年9月30日	平成29年12月8日

(注)平成29年10月1日付で普通株式2株を1株の割合で併合しております。1株当たり配当額は、当該株式併合前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年5月15日 取締役会	普通株式	564百万円	利益剰余金	26円	平成30年3月31日	平成30年6月7日

4-3. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
 普通株式 60,500株

5. 金融商品に関する注記

5-1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、余資運用に係る債券及び業務上の関係を有する株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。また、非連結子会社に対し短期貸付を行っております。

短期借入金の使途は運転資金であり、デリバティブ取引は、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引並びに余資運用の一環として購入した債券に含まれている組込デリバティブ取引であります。

5-2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	14,128	14,128	—
(2) 受取手形及び売掛金	58,573	58,573	—
(3) 電子記録債権	15,243	15,243	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	6,610	6,610	—
(5) 短期貸付金	17	17	—
(6) 支払手形及び買掛金	(45,399)	(45,399)	—
(7) 電子記録債務	(12,464)	(12,464)	—
(8) 短期借入金	(795)	(795)	—
(9) デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されて いないもの	70	70	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権、(5) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 電子記録債務、(8) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) デリバティブ取引

通貨関連の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額934百万円は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,948円86銭

1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	64,057百万円
普通株式に係る純資産額	63,971百万円
差額の主な内訳 新株予約権	86百万円
普通株式の期末発行済株式数	22,824千株
普通株式の自己株式数	1,131千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	21,693千株

(2) 1株当たり当期純利益 165円44銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 164円98銭

1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

(1株当たり当期純利益)

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	3,588百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	3,588百万円
普通株式の期中平均株式数	21,691千株

(潜在株式調整後1株当たり当期純利益)

親会社株主に帰属する当期純利益調整額	一百万円
普通株式増加数	61千株

(注) 当社は平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施したため、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

IV. 個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

2-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

②その他有価証券

(イ) 時価のあるもの ……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 時価のないもの ……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2-2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械及び装置 17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

2-3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を、その他の債権については貸倒実績率による計算額を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金 ……………役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金 ……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。
また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

2-4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

……………工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）

その他の工事 ……………工事完成基準

2-5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準
……………外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) 消費税等の会計処理 ……………消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。
- (3) 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

3. 貸借対照表に関する注記		
3-1. 資産に係る減価償却累計額		
有形固定資産の減価償却累計額		2,998百万円
3-2. 保証債務		
関係会社の銀行借入及び営業取引に対する保証		426百万円
従業員持家融資等に対する保証		78百万円
代理取引に対する保証		178百万円
計		<u>683百万円</u>
3-3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
短期金銭債権		11,790百万円
短期金銭債務		6,434百万円
4. 損益計算書に関する注記		
関係会社との取引高		
4-1. 営業取引による取引高		
売上高		42,967百万円
仕入高		40,319百万円
販売費及び一般管理費		660百万円
4-2. 営業取引以外の取引による取引高		
受取利息及び配当金		319百万円
支払利息		2百万円
5. 株主資本等変動計算書に関する注記		
当事業年度末における自己株式の種類及び株式数		
普通株式		1,131,243株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	871百万円
賞与引当金	355百万円
棚卸資産評価損	203百万円
未払事業税	90百万円
賞与社会保険料	59百万円
ゴルフ会員権評価損	53百万円
投資有価証券評価損	50百万円
資産除去債務	43百万円
その他	182百万円
繰延税金資産小計	1,909百万円
評価性引当金	△131百万円
繰延税金資産合計	1,778百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△987百万円
土地圧縮積立金	△105百万円
特別償却準備金	△87百万円
資産除去債務	△4百万円
繰延税金負債合計	△1,185百万円
繰延税金資産の純額	593百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	三菱電機(株)	(被所有) 直接 35.8 間接 1.1	三菱電機製品の販 売代理店及び販売 特約店契約の締結	部材等の 販売	20,604	売掛金	5,647
				製品の購入	40,783	買掛金	4,874
				受入割戻	1,468	未収入金	504
				関係会社株 式の譲渡	153	—	—
				関係会社株 式売却益	140	—	—

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	菱商電子 (上海) 有限公司	(所有) 直接 100.0	当社がエレクトロ ニクス品を販売	商品の販売	4,895	売掛金	1,226

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	三菱電機住環境 システムズ(株)	(被所有) 直接 0.0	当社が住宅設備シ ステム関連製品を 購入	製品の購入	18,828	買掛金	5,904
				受入割戻	3,021	未収入金	621

(注) 上記 (1) ~ (3) の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 製品の購入については、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上、決定しております。
- ② 部材等の販売については、一般的取引条件と同様に市場価格、総原価を勘案して当社価格を提示し、個々に折衝して決定しております。
- ③ 関係会社株式の売却は相対取引であり、売却価格は簿価純資産法及びDCF法にて算定した範囲内で当社と三菱電機株式会社にて決定した価格であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,661円41銭
(2) 1株当たり当期純利益	166円59銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	166円12銭

(注) 当社は平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施したため、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。